

「地方分権改革に関する提案募集」（平成 27 年度の結果）について

長野県企画振興部総合政策課

○平成 26 年度から始まった「地方分権改革に関する提案募集制度」を活用し、本年度、長野県では「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」に向けて、平成 27 年 6 月に地方分権改革に関する提案を行いました。

○平成 27 年 12 月 22 日の閣議で、提案募集の対応方針が決定されました。

〈全国の状況〉

提案件数 228 件

- ① 「対応できるもの」 166 件
- ② 「対応できないもの」 62 件

(割合) $166/228 = 72.8\%$

〈本県の状況〉

| | 提案 件数 | ①対応でき るもの | ②対応でき ないもの |
|--------------------------------|----------|--------------|---------------|
| 長野県独自の提案 | 4 | 2 | 2 |
| 日本創生のための将来世代応援知事同盟を 通じた共同提案 | 3 | 3 | 0 |
| 追加共同提案 | 6 | 5 | 1 |
| 合計 | 13 | 10 | 3 |

(割合) $10/13 = 76.9\%$

○長野県独自の提案

| No | 提案項目 (根拠法令) 【所管府省庁】 | 概 要 | 対応方針 |
|----|--|---|---|
| 1 | 農事組合法人が行うことのできる事業に関する規制の緩和 (農業協同組合法) 【農林水産省】 | 農事組合法人が行うことができる事業は農業の経営に関することに限られているが、その事業に、地域に密着した「生活サービス事業」を加える。 | ② |
| 2 | 地方自治法で定める普通地方公共団体の財産の貸付けに係る要件の緩和 (地方自治法) 【総務省】 | 共同研究企業と共有している県有特許権について、広く県内企業のニーズに即して使用できるよう、共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合に限り、県有特許権を議会の議決を経ずに、共同研究企業に無償貸与できるようにし、他の企業への貸付けを促進する。 | ② |
| 3 | 農業用施設への農地転用に係る許可基準の規制緩和 (農地法) 【農林水産省】 | 耕作を行う者が、その者の農地の利用増進のため又は 2a 未満の農業用施設を設置するために農地等を転用することを目的として、他者の農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ市町村農業委員会へ届け出ることとし、農地法第 5 条の許可を不要とする。 | ① 「事務の負担の軽減を図るため、農地法関係事務処理要領を平成 27 年度中に改正」 |
| 4 | 農用地区域内における山林化した土地の除外手続きに関する規制の緩和 (農業振興地域の整備に関する法律) 【農林水産省】 | 農業振興地域整備計画の軽微な変更により、森林・原野化して市町村農業委員会が農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う農用地区域の変更を加えることにし、速やかに農用地区域から除外することができるようにする。 | ① 「事務処理を明確化するために農業振興地域制度に関するガイドラインを平成 27 年度中に改正」 |

○日本創生のための将来世代応援知事同盟を通じた共同提案

| No | 提案項目 (根拠法令) 【所管府省庁】 | 概 要 | 対応方針 |
|----|--|---|---|
| 5 | 高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の拡大 (母子及び父子並びに寡婦福祉法) 【厚生労働省】 | 看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、その対象期間を、現行では上限2年に制限している。当該現行の補助対象を「上限なし」(3年目以降も対象)に拡大する。 | ① 「機能の充実について検討し、平成28年度予算編成過程で結論を得る」 |
| 6 | 病児保育事業に係る国庫補助の要件緩和 (保育対策等促進事業費補助金交付要綱、病児保育事業実施要綱) 【厚生労働省】 | 病児・病後児保育施設の国庫補助要件を緩和する。 保育士、看護師等を配置すること。 →病院や保育所に隣接している施設にあつては、隣接している病院や保育所の保育士や看護師(利用児童がいるときのみ対応)でもよいこととする。 →利用児童がいる日のみ、日当を支払い、従事する保育士、看護師資格を有する者で市町村長が業務遂行能力があると認める者でもよいこととする。 | ① 「柔軟な対応が可能であることを平成27年度中に通知し、要綱を平成28年4月を目途に改正」 |
| 7 | 幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化 (児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱) 【厚生労働省】 | 27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところであるが、その施設整備に係る国費の事務の流れは、厚生労働省と文部科学省それぞれに必要なとなっているため、その一元化を求める。 | ① 「事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る」 |

○追加で共同提案を行ったもの

| No | 提案項目 (根拠法令) 【所管府省庁】 | 提案団体 | 概 要 | 対応方針 |
|----|--|--|---|--|
| 1 | 公営住宅建替事業の施行要件の緩和 (公営住宅法) 【国土交通省】 | 埼玉県 | 公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行う。 | ① 「事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、総合的に検討し、平成28年中に結論を得る」 |
| 2 | 保健所長の医師資格要件の特例の期間延長 (地域保健法) 【厚生労働省】 | 埼玉県 | 現行制度では、医師以外の者を所長に充てる場合は、2年以内の期間（やむを得ない理由があれば2年の延長可）に限られているが、その期間をさらに延長し、最大10年間、医師以外の者でも保健所長になれるよう規制を緩和すること。 | ① 「同一保健所で4年を超えない限りできること等を平成27年度中に通知」 |
| 3 | 公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任 (公営住宅法) 【国土交通省】 | 豊田市 松山市 | 入居収入基準を超える高額収入として定められている（令第9条第1項）収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。 | ① 「条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成28年中に結論を得る」 |
| 4 | 高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の拡大 (上限2年→3年) (母子及び父子並びに寡婦福祉法) 【厚生労働省】 | 京都府、 関西広域連合、 滋賀県、大 阪府、兵庫 県、 和歌山県、 鳥取県、徳 島県、堺市 | 看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金の支給対象期間を、現行では上限2年に制限しているところ、3年に拡大することを求める。 | ① 「機能の充実について検討し、平成28年度予算編成過程で結論を得る」 |

| No | 提案項目 (根拠法令) 【所管府省庁】 | 提案団体 | 概 要 | 対応方針 |
|----|--|------|---|---|
| 5 | スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係る学校職員としての位置づけ及び標準法による定数化 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律) 【文部科学省】 | 神奈川県 | スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに学校職員として位置づけ、標準法において定数配置化する。 | ② |
| 6 | 学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等を可能とする規制緩和 (学校保健安全法他) 【文部科学省】 | 宮城県 | 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、個人への委嘱に限らず、医療機関等に学校医等の派遣について委託等ができるよう学校保健安全法第 23 条の改正を求めるもの。 | ① 「医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け、学校医と同様の職務を行わせることが可能なことを平成 27 年度中に通知」 |

※「対応方針」欄の、①は「対応できるもの」、②は「対応できないもの」